

人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに 使用しないよう国に求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、20万人以上の住民、日本兵の他に米兵や外国籍の人々の尊い命も失われ沖縄の土となっている。沖縄戦の激戦地であった糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の日本復帰に伴い戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」に指定されている。同地域には、沖縄戦で犠牲を強いられた県民、兵士の遺骨が数多く残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。2016年に施行された戦没者遺骨収集推進法は、遺骨収集を国の責務と定め2024年までを集中実施期間と位置付けている。2021年4月には陸軍歩兵32連隊所属の北海道出身者の兵士の遺骨がDNA鑑定で遺族の元に返されたが、同じく山形県出身の将兵等も32連隊に所属し、1945年8月28日まで降伏せず沖縄南部で本土防衛のため最後まで闘い776名（寒河江市36名）の尊い身体が沖縄の土になっている。戦没者の尊い犠牲の上に平和を享受してきた私たちが、戦争の犠牲となった人々の遺骨の眠る土砂を埋め立て等に使うことは人道上許されることではない。本来であれば戦没者の遺骨は遺族の元にこそ返されるべきである。

については、戦没者の遺骨の尊厳と遺骨採取の環境を守るために下記のとおり強く要望する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋め立て等に使用しないこと
- 2 戦没者の遺骨の尊厳を守るため沖縄戦跡国定公園を聖域として、遺骨を採取する環境を保存すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月23日

山形県寒河江市議会
議長 國井輝明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
防衛大臣
国土交通大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

} 宛て